

松山市みらいの保育人材確保事業補助金交付要綱

令和 7 年 1 0 月 1 日

改正 令和 8 年 7 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 市は、保育人材の確保に取り組む市内に保育所等を設置又は運営する者（以下「事業者」という。）に対し、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）及び保育士として職場復帰を目指す保育士（以下「有資格保育補助者」という。）を雇い上げるための費用の一部を補助することで、保育所等で保育を支える保育士及び保育教諭（以下「保育士等」という。）の業務負担を軽減し、保育士等の離職防止を図り、保育士等が働きやすい職場環境を整備するため、予算の範囲内で松山市みらいの保育人材確保事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和 4 4 年規則第 6 号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の対象となる事業は、保育人材確保事業の実施について（令和 6 年 5 月 3 0 日こ成保発第 3 1 2 号こども家庭庁成育局長通知）別添 6 の保育補助者雇上強化事業実施要綱（以下「国要綱」という。）に基づく事業とする。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 次にいずれかに該当する施設等をいう。

ア 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下この条において「法」という。）

第 7 条第 1 項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営する者を除く。）

イ 法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業を行う事業所

ウ 法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

(2) 保育補助者 次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

ア 保育士資格を有していない者

イ 保育に関する 4 0 時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能が

あると市長が認めた者

ウ 令和 7 年 1 0 月 1 日以後に雇用された者

(3) 有資格保育補助者 次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

ア 保育士資格を有する者であって、現に保育士として就業していない者

イ 有資格保育補助者としての従事期間が採用から 1 年を超えていない者

ウ 令和 7 年 1 0 月 1 日以後に雇用された者

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 保育士等の勤務環境の改善に取り組む事業者

(2) 新たに補助金の交付対象となる保育補助者及び有資格保育補助者（以下これらを「保育補助者等」という。）を雇い上げ、又は補助金の交付を受けて新たに雇い上げた保育補助者等を引き続き雇用する事業者

(3) 本事業で雇い上げた保育補助者に対し、保育士資格の取得を促す事業者

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付対象となる経費は、保育補助者等の雇上げに必要な報酬、給料、職員手当等、賃金及び共済費とする。ただし、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 1 1 条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、当該経費が交付されるときは、対象外とする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、次の各号のいずれか少ない額の範囲内で市長が定める額とする。

(1) 保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和 5 年 1 0 月 1 2 日こ成事第 5 2 0 号こども家庭庁長官通知）別紙の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱別表の保育補助者雇上強化事業 3 の欄に定める基準額

(2) 補助対象経費の実支出額

2 前項の規定により算定した補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、松山市みらいの保育人材確保事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第 2 号）
- (2) 実施計画書（様式第 3 号）
- (3) 保育補助者等の雇用契約書等の写し
- (4) 有資格補助者の保育士登録証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付又は不交付の決定）

第 8 条 市長は、前条の交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定を行ったときは、松山市みらいの保育人材確保事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 4 号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付決定額の変更）

第 9 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、保育補助者の配置状況の変更等により補助金の交付決定額に変更が生じるときは、市長が定める期日までに、松山市みらいの保育人材確保事業補助金変更交付申請書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の収支予算書（様式第 2 号）
- (2) 申請内容の変更が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の変更交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、交付決定額の変更の可否及び変更する場合にあっては変更後の額を決定したときは、松山市みらいの保育人材確保事業補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）により、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに松山市みらいの保育人材確保事業補助金実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第 8 号）
- (2) 支出した補助対象経費の額が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 11 条 市長は、前条の報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認め

たときは、補助金の額を確定し、松山市みらいの保育人材確保事業補助金額確定通知書（様式第9号）により、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の請求ができるものとする。

2 前項の規定により請求を行う事業者は、松山市みらいの保育人材確保事業補助金請求書（様式第10号）に関係書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の一部又は全部の決定を取り消し、既に交付されている補助金の返還を求めることができる。

- (1) 国要綱及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

（届出等の免除）

第14条 規則第8条ただし書の規定により、この要綱に基づく補助金については、同条各号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

（関係書類等の整備）

第15条 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び当該証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

この要綱は、令和8年7月1日から施行し、令和8年4月1日以後に行った補助事業から適用する。